

新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に工場及び物流施設を有する中小企業者が、生産コストの削減や人手不足の緩和を図るために設備等を取得する場合、予算の定めるところにより、新潟市省力化・省エネ化補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、中小企業者の省力化及び省エネ化に向けた取り組みを支援し、もって本市産業の競争力強化を図ることを目的とし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び同条に規定する中小企業者を構成員とする団体で法人格を有するものをいう。
- (2) 工場 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業（以下「製造業等」という。）に属する業の用に供する事業所であり、既に操業を開始している工場のほか、補助金申請の年度中に新たに操業を開始する工場を含むものとする。
- (3) 物流施設 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は港湾運送業（以下「物流業等」という。）に属する業の用に供する事業所であり、既に操業を開始している物流施設のほか、補助金申請の年度中に新たに操業を開始する物流施設を含むものとする。
- (4) 設備等 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第3号に規定する機械及び装置並びに同条第8号ヌに規定するソフトウェア及びソフトウェアの活用に必要なハードウェア並びに法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置並びに同条第8号ヌに規定するソフトウェア及びソフトウェアの活用に必要なハードウェアであって、製造業等及び物流業等の用に直接供するものをいう。
- (5) 炭素生産性 設備等が導入される工場及び物流施設における付加価値の創出に伴って生じる環境負荷の低減を評価することができる指標であって、付加価値額（売上高＋給与総額＋租税公課－売上原価－販売費及び一般管理費）をCO2排出量で除した数値とする。

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に工場及び物流施設を有する中小企業者が、省力化・省エネ化のために、市内の工場及び物流施設に設備等を新たに取得（機械及び装置の賃貸借は除き、ソフトウェアの利用料は含む。）し、生産コストの削減や人手不足の緩和につながる事業とする。ただし、補助金の交付を受けようとする事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 本制度以外の市の制度により補助金の交付を受けようとする設備等を取得する事業
- (2) 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金の交付を受けようとする同一の設備等を取得する事業

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条の規定により補助対象事業を実施する者で、次の各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 国、地方公共団体又はこれらの出資による法人でないこと。
- (3) その他法令に違反していないこと。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の補助対象経費、補助対象経費下限、区分、交付要件、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、別表第1に掲げる区分のうちいずれかを選択するものとする。
- 3 補助対象事業者は、一会計年度につき1回に限り申請できる。ただし、市内に工場及び物流施設が複数あり、市内の別の工場及び物流施設で設備等を取得する場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助対象事業又は別表第1に掲げる区分を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金交付決定後、別表第1に掲げる区分を変更せず、補助対象経費が減少する場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、別記様式第4号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、別記様式第5号による補助金交付実績報告書に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号による補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他法律、条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第6号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第12条 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した設備等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けに供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ別記様式第9号による財産処分承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該設備等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に規定する耐用年数をいう。)を経過したときはその限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第10号による財産処分承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(報告又は調査)

第14条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

2 市長は、補助金交付後の効果測定のために、補助事業者に対し、補助金を交付した日の属する年度から3期分の決算書及び固定資産課税台帳(写し)の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日より施行し、改正後の第4条、別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の省力化・省エネ化補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付決定を受ける者から適用し、同日前に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	補助対象経費下限	区分	交付要件	補助率	補助限度額
市内工場及び物流施設に設置し、事業の用に直接供する設備等の導入に要する経費、ただし消費税額を除く	取得価額 160万円	A	(1) 作業効率化：20%以上改善 (2) 下記①～③のいずれかを満たすもの。 ①CO2 排出量を20%以上削減 ②省エネ（燃費等）効果20%以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの	対象経費の10%	200万円
		B	(1) 作業効率化：30%以上改善 (2) 下記①～③のいずれかを満たすもの。 ①CO2 排出量を30%以上削減 ②省エネ（燃費等）効果30%以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの	対象経費の20%	500万円
		C	(1) 作業効率化：40%以上改善 (2) 下記①～③のいずれかを満たすもの。 ①CO2 排出量を40%以上削減 ②省エネ（燃費等）効果40%以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの (3) 導入設備から製造された製品又は製品を構成する部材が、CO2 排出量削減に寄与するものであり、工場及び物流施設における炭素生産性が年1%以上向上するもの。	対象経費の30%	1,000万円

別表第2（第6条、第9条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業着手 の日の前 日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 取得予定の設備等の明細書 及び取得予定価額を明らかに する書類 (3) 法人の登記事項証明書又は 住民票 (4) 最新の決算書（写し）又は 確定申告書（写し） (5) 交付要件に係る作業効率化 及び脱炭素化要件の根拠とな る数値がわかる信憑書類 (6) 対象設備等設置予定箇所の 写真 (7) 暴力団等の排除に関する誓 約書兼同意書 (8) 市税の納税証明書 	事業完了 後30日 以内又は 補助金の 交付決定 に係る年 度の2月 28日の いずれか 早い日。 ただし、 交付決定 が3月の 場合は、 事業完了 後30日 以内又は 補助金の 交付決定 に係る年 度の翌年 度の2月 28日の いずれか 早い日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書 (2) 取得した設備等の明細書及び 取得価額を明らかにする書類 (3) 取得した設備等の納入日を明 らかにする書類 (4) 取得した設備等の保管状況を 明らかにする書類 (5) 交付要件に係る作業効率化及 び脱炭素化要件の実績値の数値 がわかる報告書類 (6) 取得した設備等の設置後の写 真

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
申請者 名 称
代表者名

補助金交付申請書

新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第6条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の目的
- 3 補助対象事業の内容
- 4 補助対象経費
- 5 交付申請額
- 6 補助対象事業の期間
- 7 添付書類

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第6条第1項の規定による交付申請については、同要綱第7条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	
交付条件	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
申請者 名 称
代表者名

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市省力化・省エネ化補助金事業の内容を変更したいので、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第8条第1項の規定による変更承認申請については、同要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更条件		

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
報告者 名 称
代表者名

補助金交付実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市省力化・省エネ化補助金事業を完了したので、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の内容
- 3 補助対象事業の支出明細
- 4 補助対象事業の完了日
- 5 交付申請額
- 6 添付書類

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市省力化・省エネ化補助金について、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	
確定額	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟市省力化・省エネ化補助金について、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日	年 月 日
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市省力化・省エネ化補助金事業に対する新潟市省力化・省エネ化補助金について、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	
交付決定取消額	
取消理由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
申請者 名 称
代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市省力化・省エネ化補助金事業の財産を処分したいので、新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分理由	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

財産処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市省力化・省エネ化補助金交付要綱第13条第1項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分条件	